

倶楽部たより

2015.4

つるま法律倶楽部

行事のご案内

つるま法律倶楽部低山歩こう会合同企画 バスツアーのご案内

新穂高温泉郷プラチナコース

～残雪の峰々と思い出に残る宿！の旅～

日時：2015年5月16日（土）～17日（日）

宿泊先：新穂高温泉郷“深山荘”

会費：26,000円

集合：8時20分 昭和区御器所通交差点南西（地下鉄5番出入口）

*お申し込みはお早目に同封の案内チラシに必要事項を記入のうえ、事務所宛 FAX、郵送またはお電話下さい。



第3回フラワーアレンジメント教室

「ブリザーブドフラワーでフラワーケーキをみんなで造りましょう」

・作品は5月12日からの昭和区平和美術展へ出展することもできます。

講師 内山早智子さん

（ディサービス等でもお花教室の講師として活躍中・法律倶楽部会員）

日時 5月2日（土） 午前10時～11時

場所 当法律事務所会議室

花材代 2000円

申込 花材準備の都合上、4月24日までにお電話下さい。



法律講座

「急増する高齢社会の消費者トラブル・あなたも狙われています。」

全国の消費者センターに寄せられる65歳以上の高齢者の相談件数が急増しています。

高齢者が遭遇しやすい消費者トラブルを具体的なケースをあげて紹介し、その解決法等を学習します。高齢者本人のみならず、見守る周りの方もぜひご参加ください。

講師 弁護士 安井一大

日時 7月4日（土） 午後2時～4時

場所 当法律事務所会議室

参加費 3000円（法律倶楽部会員は無料）

つるま法律倶楽部 25周年記念

～森からのおくりものコンサート～ を開催しました。

1月24日、名古屋市千種区にあるレストランガス燈にて101名の方のご参加で開催しました。第1部はmocca（モッカ）のお二人による森のオカリナ「樹・音」の澄んだ音色を楽しんでいただき、第2部はお食事と語らいのひと時をみなさまとご一緒しました。

また、新人の安井一大弁護士のユーモア溢れる自己紹介に会場も大いに沸きました。

改めてこれまでのみなさまの支えに感謝すると共に、これからもつるま法律倶楽部を身近に感じていただける企画を提案していきたいと考えています。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



支え合う会 ♪ ぴーぷる ♪ 2月14日 発足しました！！

発足の会は、20人の参加で会則の承認、役員選出をしました。「年を重ねても支え合い、安心した心豊かな老後を共有すること」を願い、つるま法律倶楽部の活動のひとつとして活動を始めます。

発足に引き続き、会員の久保雅子さんから「退職後楽しく・豊かに生きる」をテーマに話していただきました。

「積極的に外出する。やりたいこと、やれることを増やしていくことが大切。皆さんに支えて頂きながらも自分も人の役に立ちたいので、♪ぴーぷる♪で何かできれば嬉しい。法律倶楽部主催の企画は高齢になっても世話人さんが助けてくれるので安心して参加できた。今後も倶楽部の勉強会・バスツアー・低山歩こう会に参加していきたい。」と話されました。

「支え合う会♪ぴーぷる♪」は5月2日（土）7月4日（土）の行事後（1頁参照）に茶話会をします。日常の困りごと、体験話などおしゃべりしましょう。

♪ぴーぷる♪の案内チラシを同封しています。

支え合う会♪ぴーぷる♪ 代表 水谷暎子

随想 父はだれ？ 母はだれ？

弁護士 小野 万里子

◇ざっばくに言うと、民法は、母とは「その子を分娩した人」、父とは「分娩した女性の夫」と定めています（とりあえず、血縁関係を前提としない養親子関係は別とします）。しかし、近時、生殖補助医療の発達により、これだけで「父」「母」を決めたいケースがあらわれてきています。反対に、後日DNA鑑定等により思いもかけず血縁関係がないことが判明した場合の親子関係はどう考えたらいいのか、という問題も出てきています。誰が「父」「母」かということは、その子の養育のみならず相続などにも直結する大問題ですので、少し考えてみたいと思います。

◇生殖補助医療は、古くは精子の提供を受ける人工授精にとどまっていたましたが、近時は卵子提供を受けたり代理母に出産を依頼したり、ごく最近では3人の親からDNAを受け継ぐ出産まで可能になっています。ところが、生殖補助医療の発達に比べて、父母を定める法律の整備がなかなか進みません。「DNAのつながりがなくとも、産んだ女性が母、夫で生殖補助医療に同意した男性が父」という10年以上前の法制審議会の試案によれば、他人の卵子で自ら出産した政治家の野田聖子さんは「母」だけれども、代理母で子を得たタレントの向井亜紀さんは「母」ではないということになります。生物学的な見地からは、バランス的に果たしてこれでいいのかな？という思いもしますが、もともと人工授精（非配偶者間）の場合も、生物学的つながりが全くないのに「父」となるわけですから、取り立てて不合理ではないのかもしれないかもしれません。

◇妻が不倫をして子どもを産んだケースで、1昨年注目すべき最高裁判決が出ました。夫Aは子どもXを愛していたが、妻Bとは離婚。DNA鑑定ではXは愛人Cの子との結論が出ているケースです。BがAに「あなたとXには父子関係はない」という訴訟を起こしたのですが、最高裁はAの言い分を認め「父子関係は維持される」としました。判決の背後には、「手軽になったDNA鑑定から子を守る」という配慮があります。欧米と異なり血縁重視の日本ではちょっと驚かれる向きもあるかもしれませんが、子を守る観点からは妥当な判決だと思います。ただ、Xは、母Bと血縁上の父Cと暮らし、自分がCの子と知っているのですから、その心中は複雑でしょう。

◇「そして父になる」という映画がありました。病院で取り違えられて全く異なる環境で育てられ、6歳になったときに病院からの連絡で取り違えが判明する、というストーリーです。作中に「このようなケースは9割以上が血縁上の親にもどります」というセリフがありました。これ、そもそも統計なんてあるのかな？と少し疑問に思いましたが、日本ではやはりそうかもしれません。作品では、それぞれの親がいずれの子どもとも親性を持ち続ける可能性も示唆されていましたが、簡単なことではないでしょう。

◇以上、生殖補助医療、子を守る視点からの最高裁判決、取り違え案件など俯瞰しました。たしかに、血縁だけが全てではありません。ただ、どの案件でも、子どもの意向が反映されにくいことが気になります。成長して、「父」「母」には血縁上のつながりがなく、自分のルーツを知りたい、と思い始めた子への配慮ができないものかと考えます。

続・明るく住みよい地域を求めて 八事山興正寺問題の現在

鶴舞総合法律事務所

弁護士 安井 一大

新住職を代表役員とする登記の完了

本通信でも継続して報告していましたが、興正寺U元住職は、重大な宗規違反を理由として、本山である高野山から住職罷免処分を受け、代表役員としての地位を失いました。高野山からは新住職が派遣されていましたが、U元住職は新住職と代表役員の地位を争っていたため、興正寺の代表役員に関する登記は閉鎖されていました。しかし、今年1月28日に、新住職を代表役員とする登記が完了しました。

これに伴い、情勢は大きく動き始めました。

新住職の興正寺への入山拒否

まず、登記の完了を受け、新住職は2月2日に記者会見を開き、住職就任のあいさつを行いました。更に会見後、住職就任を本尊に伝えるため、新住職は直ちに興正寺へ向かいました。しかし、門は閉ざされ、正当な住職にもかかわらず、新住職は入山を拒否されてしまいました。U元住職は今や興正寺を占有する正当な権限が無いはずであり、不当な入山拒否です。

この光景は、2月26日に名古屋テレビでも報道されました。

名古屋市による墓地経営変更許可の取り消し

また、U元住職は、罷免されて代表役員としての権限を失った後に、興正寺内の墓地の区域の範囲を変更するという、墓地経営変更許可申請を、名古屋市に対して出していました。これは、興正寺内に新たな墓地の区域を作り、そこで墓地経営をすることを目的としています。名古屋弁護士団は、地域住民の方々と連携し、名古屋市に不当な許可の取消しを求めてきましたが、3月30日、名古屋市は、上記許可が代表権限のないU元住職による申請に対するものであったことを認め、許可の取消し処分をしました。

これにより、現在、新たに作られた墓地では墓地経営をすることができない状態になっています。しかし、名古屋市による許可処分の取消しより前に、実際に墓地を購入してしまった方々があります。消費者被害や社会的混乱につながりうる事態ですが、被害の第一次的な責任は、無権限で違法無効な振舞をしたU元住職にあります。新住職としては出来るだけ混乱を避けるよう対応していきます。

(次頁へ続く)



興正寺住職罷免問題

造成の市が許可取り消し

新墓地の造成が完了したが、宗規と無関係な住職の対立が続く。高野山別格本山の八事山興正寺で3月30日、市は新住職の登記を完了させた。U元住職は、新住職と代表役員の地位を争っていたため、登記が閉鎖されていた。しかし、今年1月28日に、新住職を代表役員とする登記が完了しました。

宗規と無関係な住職の対立が続く。高野山別格本山の八事山興正寺で3月30日、市は新住職の登記を完了させた。U元住職は、新住職と代表役員の地位を争っていたため、登記が閉鎖されていた。しかし、今年1月28日に、新住職を代表役員とする登記が完了しました。

宗規と無関係な住職の対立が続く。高野山別格本山の八事山興正寺で3月30日、市は新住職の登記を完了させた。U元住職は、新住職と代表役員の地位を争っていたため、登記が閉鎖されていた。しかし、今年1月28日に、新住職を代表役員とする登記が完了しました。

週刊仏教タイムス 2015.4.2掲載

現地事務所の開設へ

他方、この度、多方面からの要望に応え、現地事務所を開設する運びとなりました。現地事務所では、借地問題では、車庫証明の発行、賃貸借契約の更新承諾、契約終了に基づく明渡し手続きに応じることを予定しています。また、責任役員の勉強会、檀信徒の会の会合などに利用していただくなど、必要に応じた対応をしていきます。新住職への期待・要望なども、お寄せいただければと思います。

興正寺サテライト

電話番号 052-838-5557 (4月22日開通)

今 後

昨年末に名古屋弁護団が正式な委任を受け、地域の方々と協力しながら活動を開始し、様々な場所へ足を運び、様々な方々から事情を伺ったり交渉をするなど、精力的に活動させて頂いております。八事の町が好きだから八事に住み続けたいという声を聞きます。そして、八事の町にある興正寺とは、地域の誇りです。一刻も早く正常な興正寺を取り戻せるよう、今後も弁護団と地域の方々とが連携していくことが重要です。

Σアンサンブル

弁護士 小島 高志

昭和区の「平和の集い」のために結成され、その後恒常化したピースアンサンブルという合唱団があります。恒常化して団員が固定すると Σ/n ＝平均年齢が毎年+1ずつ増えます。怖くて計算を避けています。ひょっとして70位になるかもしれない。

やはり「平和の集い」のために結成され、「楽器隊」と仮称され、管楽器を中心にした楽団があります。毎年オリジナルアレンジでΣ合唱団と競演して伴奏をしてきました。こちらの平均年齢はΣ合唱団の半分以下。当初15だったフルートの高校生は大学に進学して遠い所へ行ってしまふ。19だったトロンボーンは進級につれ実習に追われるようになった。前年補強した18と20のトロンボーンは今年度限りで卒業して就職の予定。そんな折り、トランペットのバンマスがまさかの市議員に当選してしまった。進学や就職や議員就任は喜ばしいのだと言いついてはみる。でも今後のアレンジをどうしたらいいのか途方に暮れている。

一方、若めのピアニストが合唱伴奏に来てくれるようになり、今年の夏からは小学生のトランペット、20代のアルトサクソ、30代のマリンバとバイオリンの参加を想定している。実現すれば、常設合唱団の平均年齢を小学生だけで-3程度下げられる。他の楽器隊のおかげでさらに総合的若返りが実現する。

Σ合唱団自体、若返りを実現しながら平和を歌い続けなければならないとも思う。

つるま法律倶楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談を気軽にご利用下さい。～

暮らしの中での困り事はありませんか？

- ・ こういうことをどこに相談したらいいの？
 - ・ こんなことをわざわざ弁護士さんに聞いていいの？
- お一人で悩んでいませんか。

まずは、気軽に法律事務所へ電話でお尋ねください。

- ◎相談受付 平日午前10時～午後5時
事前に必ず電話予約をお願いします。
上記時間外の相談についても対応させていただきます。
電話予約の際にお尋ね下さい。
- ◎電話相談 簡単で短時間の相談は電話でもお受けできます。



低山歩こう会

- ・ 5月16日(土)～17日(日) 新穂高温泉郷
- ・ 7月26日(日) 伊吹山(滋賀県米原市 標高 1377.3m)
- ・ 10月24日(土) 八高山(静岡県島田市・掛川市 標高 832.1m)

どなたでも参加いただけます。事務所までご連絡下さい。詳しい案内をお送ります。



川 柳

- ・ この年は 戦後戦前 分かれ道 (会員T・O)
- ・ 優先席 スマホみつめる 若者席 (会員T・O)
- ・ コンビニで 年齢確認 まあうれい (会員Y・O)

紙面掲載の川柳を募集しています。
たより8月号の募集メ切は7月末です。



つるま法律倶楽部会費納入のお願い

つるま法律倶楽部は毎年6月から新年度になります。

今年度(平成26年6月～平成27年5月)の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきますので年会費3000円の納入をよろしくお願い致します。

尚、住所変更、退会等のご連絡をお願いします。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F

鶴舞綜合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851